

事 務 連 絡

平成23年6月14日

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都  
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、青森市  
盛岡市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市  
前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市  
柏市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市

介護施設等復旧支援事業費  
等補助金担当者様

厚生労働省老健局老人保健課予算係

#### 介護施設等自家発電整備事業の事務取扱に関するQ&Aについて

介護保険制度の運営につきましては、日頃よりご協力頂き、感謝申し上げます。

今般、各自治体よりご質問をいただいた内容について、別紙のとおりQ&Aを追加・修正しましたので、御了知頂くとともに、貴管内市町村及び民間事業者に対しご周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)

## 介護施設等自家発電整備事業の事務取扱に関するQ & A

(※今般追加した問は問1の下線部及び問8～)

(問1) 補助対象となる自家発電装置は、ポータブル式の装置や蓄電式の装置、太陽光発電装置であっても対象となるか。また、施設内の各フロアごとに小型の装置を各1台設置する等、複数台の整備は可能か。

(答)

- 1 ポータブル式の装置等であっても、施設の事業実施状況に応じ、人工呼吸器、酸素療法、喀痰吸引等の機器の作動に十分な電力を供給することが可能であれば、補助対象として差し支えない。
- 2 また、人工呼吸器等の機器を必要とする者の入所状況等に応じ、複数台の整備を行うことについては差し支えないが、その際においても、不要不急の機器の稼働等を目的とした整備は認められないので、留意すること。
- 3 なお、複数台設置する場合であっても、対象経費の実支出額の合計は、交付基準額の900万円と比較することとなるので、算定の際は留意すること。

(問2) 施設において、平成23年3月11日以前より自家発電装置を独自に購入しているところであるが、常夜灯に使用することを想定していたため、装置の発電量が低く、人工呼吸器等の機器の作動に十分な電力を供給できない。  
新たにより発電量の高い自家発電装置を設置し、非常時の人工呼吸器等の機器の作動のための電力確保に備えたいが、補助対象となるか。

(答)

- 1 既に自家発電装置を購入している場合であっても、施設の事業実施状況に応じ、人工呼吸器等の機器の作動に十分な電力を供給することができないことが明らかであれば、新たに設置する自家発電装置については、補助対象として差し支えない。

(問3) 施設において、平成23年3月11日以前より自家発電装置を独自に購入しているところであるが、設置の際、冷暖房にのみ電力供給がされるよう工事しており、人工呼吸器等の機器の作動に使用するためには、別途、ケーブル等の備品購入が新たに必要となる。そのような場合であっても、補助対象となるか。

(答)

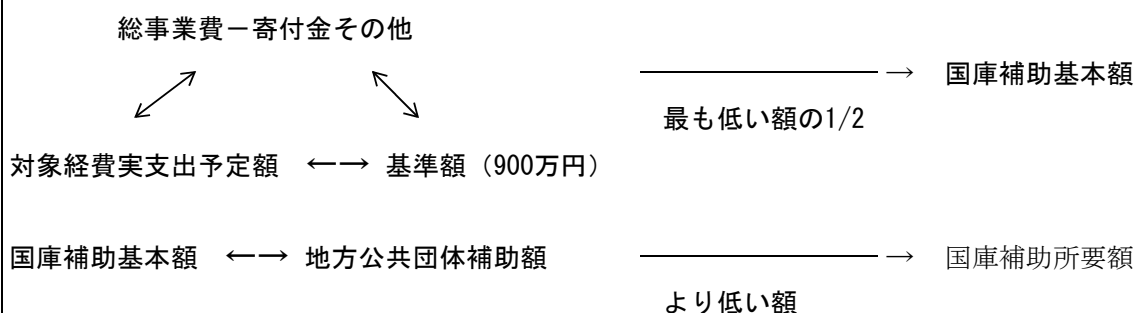
- 1 既に自家発電装置を購入している場合であっても、施設の事業実施状況に応じ、人工呼吸器等の機器の作動に使用するため、追加的に必要な備品を購入することについては、補助対象として差し支えない。

(問4) 国庫補助額の算定にあたり、市町村及び民間事業者の設置した施設への補助については、所管する都県、指定都市及び中核市の費用負担が条件となるのか。また、都県等の単独事業として、市町村及び民間事業者の設置した施設への補助を考えているが、その際の国庫補助額の算定方法はどのように考えればよいか。

(答)

- 1 当事業においては、東日本大震災による災害に鑑み、地方公共団体自らの費用負担を条件としていない。ただし、交付要綱4(2)のイの場合は間接補助金であることから、国庫補助金を地方公共団体において受け入れ、市町村及び民間事業者に交付することとなる。この場合、地方公共団体自らの費用負担を行わない場合であっても、交付申請様式の「地方公共団体補助額」欄には、「国庫補助基本額」欄に記載した金額と同額を記載すること。
- 2 また、都県等の単独事業として、市町村及び民間事業者の設置した施設への補助を行う場合にあっては、交付申請様式の「地方公共団体補助額」欄には、「国庫補助基本額」欄に記載した金額に単独事業において補助した金額を加算した金額を記載すること。

◎参考：国庫補助交付額算定の流れ（交付要綱4(2)のイの場合）



(例①・都県等において特段の単独事業を実施しない場合)

国庫補助基本額＝450万円とすると、

地方公共団体補助額（国庫補助基本額：450万円＋単独事業額：0円）＝450万円

よって、国庫補助基本額＝地方公共団体補助額となり、

国庫補助所要額＝450万円

(例②・都県等において単独事業を実施する場合)

国庫補助基本額＝450万円とすると、

地方公共団体補助額（国庫補助基本額：450万円＋単独事業額：100万円）＝550万円

よって、国庫補助基本額＜地方公共団体補助額となり、

国庫補助所要額＝450万円

(問5) 現時点で人工呼吸器等の機器を必要とする者がいない場合であっても、今後、施設に受け入れることが想定される場合、当該施設に自家発電装置を設置することは補助対象となるか。

(答)

- 1 近い将来において人工呼吸器等の機器を必要とする者が入所する可能性が高く、かつ当該施設において受け入れ体制が整っていれば、補助対象とすることについては差し支えない。ただし、現時点で人工呼吸器等の機器を必要とする者が入所している施設の方が、より整備の必要性が高いものと考えられるので留意すること。

(問6) 自家発電装置の設置にあたり、平時においては施設内への電力供給を行いつつ、非常時においては、人工呼吸器等の機器の稼働に電力供給を切り替える機能を有した装置を予定している。そのような場合であっても、補助対象となるか。

(答)

- 1 本事業の趣旨は非常用の自家発電装置の整備であることから、平時において施設内への電力供給を行うことを主目的とする自家発電装置については、補助対象とは考えていない。

(問7) 国庫補助額の算定にあたり、1法人につき基準額の上限が900万円という理解でよいか。

(答)

- 1 交付要綱に定める交付額の算定方法のとおり、1施設あたり基準額の上限が900万円となる。

(問8) 停電時において、人工呼吸器等の機器のみならず、照明や冷暖房等の消費電力をまかなえる規模の自家発電装置を設置する場合であっても、補助対象となるか。

(答)

- 1 本事業の趣旨は、人工呼吸器等の機器に必要な電力を供給するため、自家発電装置の整備を行うものである。
- 2 停電時に照明や冷暖房等を作動させることをあらかじめ見込んで、人工呼吸器等の機器の作動に必要な発電量以上の自家発電装置を設置することは、補助対象として認められない。

(問9) 施設の敷地内の屋外に自家発電装置を設置するにあたり、専用の建物または屋根を併せて建設する場合は、装置の付属設備として補助対象となるか。

(答)

- 1 本事業においては、自家発電装置本体及びケーブル等の備品の購入を補助対象としているところであり、交付要綱の3(4)のとおり、補助対象とする自家発電装置は、専用の別棟の施工等を必要としないものである。

(問10) 指定管理により社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームにおいては、本事業の申請は設置者である市町村が行うものと解するが、市町村の財政的な理由により申請をすることについて早期の結論を得ることが困難な場合、代わりに社会福祉法人が自ら申請することは可能か。

(答)

- 1 施設設置者ではない社会福祉法人が、設置者である市町村と協議の上、自ら間接補助事業者として、都道府県又は指定都市及び中核市より間接補助金の交付を受けることは、交付要綱の7(11)に定める民間の間接補助事業者と同様に取扱われる限りにおいて、差し支えない。

(問11) 施設において、補助要件を満たすと考えられることから、協議及び内示を待たず自家発電装置を購入したいが、補助対象となるか。

(答)

- 1 本事業においては、協議の内容を踏まえ、補助要件を満たし適正と判断されたものについて、予算の範囲内において内示を行うこととしている。

- 2 施設において、本事業の協議及び内示を待たず自家発電装置を購入することを妨げるものではないが、当該装置が必ずしも補助対象とはなるとは限らない場合があるので留意すること。